

気候変動適応東北広域協議会設置要綱

制定 平成 31 年 2 月 21 日

改正 令和 2 年 2 月 21 日

改正 令和 2 年 10 月 21 日

(目的及び設置)

第 1 条 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定により、東北地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応東北広域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号について協議するものとする。

- (1) 気候変動適応に関する施策や取組に関すること
- (2) 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理に関すること
- (3) 地域において気候変動適応を推進するための課題の整理及び適応策の検討に関すること
- (4) 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進に関すること
- (5) 協議会の運営に関し必要な事項に関すること
- (6) その他目的達成のために必要な事項に関すること

(構成)

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる地方環境事務所その他国の行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他気候変動適応に関係を有する者で構成する。

2 協議会に、別表 2 に掲げるアドバイザーを置く。アドバイザーは必要に応じて変更することができる。

3 協議会は、必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

(座長)

第 4 条 協議会は、必要に応じ座長及び副座長を置くことができる。

(協議会の開催)

第 5 条 協議会は、原則として公開とする。

2 協議会の構成員が公開を望まないものその他公開することに差し支えのある場合は、前項の規定によらず非公開とする。

3 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

4 協議会は、必要に応じ分科会及びワーキンググループを設けることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、東北地方環境事務所環境対策課において処理する。

附則

この要綱は、平成31年2月21日から施行する。

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

別表 1

東北地域気候変動適応広域協議会構成員
(要綱第3条第1項)

青森県	環境生活部	環境政策課長
岩手県	環境生活部環境生活企画室	温暖化・エネルギー対策課長
宮城県	環境生活部	環境政策課長
秋田県	生活環境部	温暖化対策課長
山形県	環境エネルギー部	環境企画課長
福島県	生活環境部	環境共生課長
仙台市	環境局環境部	環境企画課長
青森市	環境部	環境政策課長
秋田市	環境部	環境総務課長
山形市	環境部	環境課長
鶴岡市	市民部	環境課長
新庄市	市民部	生活環境課長
寒河江市		市民生活課長
村山市		市民環境課長
天童市	市民部	生活環境課長
東根市	市民生活部	生活環境課長
河北町		環境防災課長
大石田町		まちづくり推進課長
川西町		住民生活課長
福島市	環境部	環境課長
会津若松市	市民部	環境生活課長
郡山市	生活環境部	環境政策課長
いわき市	生活環境部	環境企画課長
二本松市	市民部	生活環境課長
伊達市	市民生活部	生活環境課長
本宮市	市民部	生活環境課長
宮城県保健環境センター		所長
農林水産省	東北農政局企画調整室	調整官
農林水産省	東北農政局生産部	園芸特産課長
農林水産省	東北農政局生産部	生産技術環境課長

林野庁	東北森林管理局総務企画部	企画調整課長
国土交通省	東北地方整備局企画部	企画課長
国土交通省	東北地方整備局河川部	河川環境課長
国土交通省	東北地方整備局港湾空港部	海洋環境・技術課長
国土交通省	北陸地方整備局企画部	企画課長
国土交通省	東北運輸局交通政策部	環境・物流課長
気象庁	仙台管区气象台気象防災部	気候変動・海洋環境調整官
環境省	東北地方環境事務所	環境対策課長

別表 2

アドバイザー
(要綱第3条第2項)

(五十音順 敬称略)

国立大学法人東京大学 大気海洋研究所 教授 伊藤 進一
公立大学法人東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 准教授 大澤 剛士
国立大学法人東北大学大学院 工学研究科土木工学専攻 教授 風間 聡
国立大学法人岩手大学 農学部 准教授 後藤 友明
座 長 国立大学法人弘前大学大学院 理工学研究科 教授 野尻 幸宏
公立大学法人秋田県立大学 生物資源科学部 教授 増本 隆夫

国立研究開発法人 国立環境研究所
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
国立研究開発法人 水産研究・教育機構

(参考)

分科会（懇談会）
(要綱第5条第4項)

青森県	環境生活部	環境政策課長
岩手県	環境生活部環境生活企画室	温暖化・エネルギー対策課長
宮城県	環境生活部	環境政策課長
秋田県	生活環境部	温暖化対策課長
山形県	環境エネルギー部	環境企画課長
福島県	生活環境部	環境共生課長
仙台市	環境局環境部	環境企画課長
青森市	環境部	環境政策課長
秋田市	環境部	環境総務課長
山形市	環境部	環境課長
鶴岡市	市民部	環境課長
新庄市	市民部	生活環境課長
寒河江市		市民生活課長
村山市		市民環境課長
天童市	市民部	生活環境課長
東根市	市民生活部	生活環境課長
河北町		環境防災課長
大石田町		まちづくり推進課長
川西町		住民生活課長
福島市	環境部	環境課長
会津若松市	市民部	環境生活課長
郡山市	生活環境部	環境政策課長
いわき市	生活環境部	環境企画課長
二本松市	市民部	生活環境課長
伊達市	市民生活部	生活環境課長
本宮市	市民部	生活環境課長

(参考)

広域アクションプラン策定事業分科会
(要綱第5条第4項)

分科会 1

テーマ	降雪パターンの変化による水資源管理と利用可能性の変化への適応
構成自治体等	青森県 秋田県 山形県 仙台市 秋田市 新庄市 寒河江市 東根市 大石田町 福島市 会津若松市 新潟県気候変動適応センター

分科会 2

テーマ	海水温の上昇による来遊魚及び地先生息魚の魚種及び資源量の変化への適応
構成自治体等	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 いわき市

分科会 3

テーマ	気候変動に伴う生物季節の変化にかかる国民生活の適応
構成自治体等	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 仙台市 秋田市 山形市 鶴岡市 村山市 天童市 河北町 川西町 福島市 郡山市 いわき市 伊達市 本宮市 宮城県気候変動適応センター